

旭川大雪アリーナ使用料（R8.10～）

夏 期 間

使 用 区 分				時 間 区 分				
				午 前	午 後	夜 間	全 日	早朝・深夜等
				9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 1 時	9 時 ～ 2 1 時	1時間当り
専 用 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	ア マ ス ポ	平 日	34,980	46,640	34,980	139,920	11,660
			土・日・休日	41,970	55,960	41,970	167,880	13,990
		展 示 会 等	平 日	139,950	186,600	139,950	559,800	46,650
			土・日・休日	167,940	223,920	167,940	671,940	55,980
		興 音 楽	平 日	304,650	406,200	304,650	1,218,600	101,550
			土・日・休日	365,580	487,440	365,580	1,462,320	121,860
	多 目 的 ル ー ム	平 日	2,280	3,040	2,280	9,120	760	
		土・日・休日	2,730	3,640	2,730	10,920	910	
	会 議 室	平 日	480	640	480	1,920	160	
		土・日・休日	570	760	570	2,280	190	
個 人 使 用	多 目 的 ア リ ー ナ	高 校 生	1回につき 330円					
		一 般	1回につき 450円					

- 備 考
- この表において「冬期間」とはアイススケート場として使用する期間をいい、「夏期間」とは「冬期間」以外の期間をいう。
 - この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいい、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。
 - この表において「高校生」には高校生と同年齢の者を含む。
 - この表において「早朝・深夜等」とは9時以前、12時から13時までの間、17時から18時までの間及び21時以降の時間をいう。
 - 一月券は、当該券を発行した日から起算して一月間使用することができる。
 - シーズン券は、当該券を発行した年度の冬期間使用することができる。
 - 使用者が入場料又はこれに類する料金を徴収する場合は、この表に規定する額に1.5を乗じて得た額とする。
 - アリーナを準備または撤去のために使用する場合の使用料は、この表に規定する額に（前項の場合は、同項の規定により算出した額）0.5を乗じて得た額とする。
 - 附属設備以外の電気器具を使用した場合は、電気料金の実費を徴収する。
 - 専用使用における使用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。